

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年9月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：ルワンダ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト

1 契約予定期間：2013年12月上旬～2015年3月中旬

2 参加要件

- ・海外における電力開発 又は 地熱開発に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
- ・日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年9月25日から2013年9月27日17:00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年9月25日から2013年9月30日23:59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年10月11日12:00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 10月下旬
- (5) 契約交渉 : 11月上旬～11月中旬

5 業務の目的

ルワンダは他の東アフリカ地域の国々と比較して一人当たり電力消費量が極めて低水準にあり、電力エネルギーは国家エネルギー総消費量の4%に過ぎず、全消費エネルギーのうち84%が薪炭などの旧来のバイオ燃料の燃焼により賄われている。2004年に生じた深刻な電力不足後、ルワンダの発電量は増加し安定しつつあるものの、電化率は全国平均16%、発電設備容量は110 MW程度と依然として低水準にあり、経済開発及び人々の生活水準の向上に大きな支障をきたすことが危惧されている。

一方で、電力設備容量のうち、水力発電及びディーゼル発電がそれぞれ54%、43%と多くを占めており、特にディーゼル発電への依存は、重油を輸入に頼るルワンダにとって大きな負担となっている。

国家開発計画である「Vision2020」、「経済開発貧困削減戦略」、セクター開発計画である「電力開発戦略」の中で、ルワンダは自国資源を用いた発電容量の増加及びエネルギー源の多様化を重要な目標としている。しかし、上記目標を達成していく上で必要不可欠である電力開発計画は需給予測の分析が定量的になされていないため、同計画は内容的にも不十分であり未定稿である。

ルワンダ政府は、地熱発電がクリーンで信頼できる電源であること、天候や国際市場の短期的な変動に左右されない純粋な自国資源であることから、地熱開発を最重要視している。既存調査結果のデータから、地熱発電量のポテンシャルは700 MW以上と予測されており、300 MW程度は最小コストで開発可能であるとされている。一方、ルワンダの地熱開発は未だ初期段階にあり、中長期的な地熱開発計画に基づいた継続の開発が必要な状況にある。

このような状況下、ルワンダ政府は地熱開発計画を含む電力開発計画の策定及び計画策定にかかる能力向上を目的とした支援を要請した。上記要請を受け、2013年6月に詳細計画策定調査を実施し、2013年7月にRecord of Discussion(R/D)の署名を行った。

上記R/Dの内容に基づき、電力開発計画の更新、地熱開発計画の策定及び両計画策定を通じたカウンターパートの計画策定能力の向上の3つを目的とし本調査を行う。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

ルワンダ 全域

(2)業務内容

- 1) 既存情報の収集・整理
 - ア 電力開発計画に係る情報収集・整理
 - イ 地熱開発に係る情報収集・整理
 - ウ 環境社会配慮に係る情報収集・整理
- 2) 電力開発計画の策定
 - ア 電力需要想定
 - イ 電源開発及び系統開発に係る調査
 - ウ 系統解析
 - エ 電力開発計画策定
 - オ 電力開発計画に係るデータベース構築

- カ 電力政策・組織に対する提言
- 3) 地熱開発計画の策定
 - ア データ収集・整理
 - イ 地熱資源評価
 - ウ 地熱開発計画策定
 - エ データベース構築
- 4) 環境社会配慮に係る調査
 - ア 代替案の検討
 - イ 環境社会配慮にかかるスコーピング
 - ウ 環境社会配慮調査・評価結果
 - エ 回避・緩和策の検討
 - オ モニタリング計画の検討
 - カ 用地取得・住民移転
- 5) カウンターパートの能力強化
 - ア 電力開発計画に係る能力強化
 - イ 地熱開発計画に係る能力強化
 - ウ 環境社会配慮に係る能力強化

7 成果品等

- 1) インセプションレポート(2013年12月下旬)
- 2) プロGRESSレポート(2014年3月上旬)
- 3) インテリムレポート(2014年9月下旬)
- 4) ドラフト・ファイナルレポート(2014年12月下旬)
- 5) ファイナルレポート(2015年3月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 電力開発計画(評価対象予定者)
- 2) 貯留層解析(評価対象予定者)
- 3) 電力需要予測
- 4) 電源開発計画
- 5) 系統開発計画
- 6) 電力政策/組織
- 7) 投資計画/経済評価分析
- 8) 地質
- 9) 地化学
- 10) 物理探査
- 11) 地熱資源多目的利用計画
- 12) 環境社会配慮
- 13) データベース構築

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年6月に詳細計画策定調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。